

令和2年度事業報告書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

せいしんうつみじゆく

公益財団法人 清心内海塾

目次

1. 基本方針	-----	3
2. 事業総括	-----	3
3. 事業活動	-----	3
3.1 公益目的事業	-----	3
(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん事業		
(2) 啓発事業		
(3) 助成事業		
(4) 法人管理（寄附事業）		
3.2 収益事業	-----	6
(1) 広告事業		
3.3 法人管理	-----	6
(1) 賛助会員・寄附金の募集		
(2) 寄附型自動販売機の設置		
(3) その他		
4. 事業報告の附属明細書	-----	6

1. 基本方針

就職、就業継続等に配慮の必要な人々にその機会を提供し、良好な就業環境・生活環境を整える一助となり、元気な日本の原動力となることを目指す。

2. 事業総括

上期（4月～9月）は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令の影響から、要支援者*1に対する就職・就労を支援する活動及び助成先での助成活動の進捗を確認する訪問を計画したが、その活動は大きく制限された。同様の理由から、セミナー開催等の啓発活動も、「事業者が要支援者の就職定着に向けたセミナー」や「障がい者への配慮のポイントを学習するセミナー」の開催を計画していたが、中止せざるを得ない状況となった。

下期（10月～3月）は、豊富な知識と経験をもとに活動している就職等支援機関*2との関係構築に注力したことで、求職者に対する職業紹介や事業者に対する求職者紹介などの活動が就職決定に繋がり始めた。また助成先への訪問を再開したことで、コロナ禍の中で助成先からの活動内容の見直しの相談にも迅速に対応できるようになった。

啓発活動では令和3年2月に計画していた「刑期終了者の採用促進セミナー」が中止となった。コロナ禍の中では参加者を一堂に会して大人数を集めたセミナー開催は難しいと判断し、当財団は会員企業等の事務所に直接出向いて各事務所の希望のテーマに応じた小規模なセミナー「出前セミナー」を試験的に開催し好評を得た。令和3年度では、当「出前セミナー」を出来るだけ多く開催することで啓発活動を強めていく。

*1 要支援者とは：社会生活及び職業生活に配慮を必要とする青少年、障がい者、高齢者、生活困窮者、刑期終了者、犯罪被害者、外国人その他の者

*2 就職等支援機関とは：ハローワーク（公共職業安定所）、高齢・障害・求職者雇用支援機構、生活再建就労サポートセンター、教育機関、就労移行支援事務所、地方自治体の就労支援機関、更生保護施設、刑務所、保護司会、コレワーク（矯正就労支援情報センター）など

3. 事業活動

3.1 公益目的事業

要支援者に対する支援事業

要支援者とは：社会生活及び職業生活に配慮を必要とする青少年、障がい者、高齢者、生活困窮者、刑期終了者、犯罪被害者、外国人その他の者

(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん事業

上期は、緊急事態宣言等のコロナ禍の中、要支援者に対する就労支援活動では、求人及び求職に係る各種登録案件を獲得するための訪問活動が大きく制限された。

下期は、緊急事態宣言の解除もあり、就職等支援機関との人的ネットワークを構築

する活動及び要支援者のニーズに迅速・柔軟に応えることに注力した。本年度は下表の実績を得た。

就職等支援機関とは：ハローワーク（公共職業安定所）、高齢・障害・求職者雇用支援機構、生活再建就労サポートセンター、教育機関、就労移行支援事務所、地方自治体の就労支援機関、更生保護施設、刑務所、保護司会、コレワーク（矯正就労支援情報センター）など

支援業務	本年度 実績	内訳*3					前年度 実績
		障	高	生	刑	他	
就職等支援機関訪問 及び来訪	25件	3件		7件	13件	2件	16件
求人登録件数	12件				12件		20件
求職登録件数 (うち仲介件数)	16件 (5件)	1件 (1件)		4件 (4件)	11件		17件
就職決定件数 (うち仲介件数)	11件 (5件)	1件 (1件)		4件 (4件)	6件		16件
就職支援・定着支援 (出前セミナー含む)	12件	2件		4件	6件		40件

*3(障：障がい者、高：高齢者、生：生活困窮者、刑：刑期終了者)

(2) 啓発事業

啓発活動（セミナー等開催）では、新型コロナウイルスの感染対策から参加者を一堂に会しての開催は困難となり、5月に計画した「コロナ禍における管理職向けの労務管理セミナー」、10月に計画された大田区主催「大田区しょうがい者の日のつどい」に伴う当財団の「障がい者への配慮のポイントを学習するセミナー」及び令和3年2月に計画した「刑期終了者の採用促進セミナー」はいずれも中止とした。

コロナ禍の中では参加者を一堂に会しての大人数のセミナー開催は制約が多く、当財団は会員企業等の事務所に直接出向いて、各事務所が希望するテーマに応じた小規模なセミナー「出前セミナー」を出来るだけ多く開催する啓発活動に切り替えた。本年2月にトライアルとして、雇用事業主の事務所にて「障がい者を雇用する際の配慮すべき点やトラブル例」をテーマとした出前セミナーを開催した。

なお、開催を予定していたため、各セミナーで使用する教材等の資料を会員の皆さんに対して、『在宅勤務や賃金・雇用調整と助成金活用 Q&A：当財団常務理事布施直春著』を進呈した。

当財団に登録している事業主並びに協力雇用主の皆さまには、2月開催予定の刑期終

了者雇用促進に係るセミナー中止に際しては、刑務所出所者等の就労を支援する国の奨励金制度を理解・活用していただくための案内書（法務省・厚生労働省発行の就労奨励金制度）を送付した。

賛助会員の皆さまには、同省発行の協力雇用主募集のパンフレットを送付し協力雇用主制度及び奨励金制度の普及に協力した。

(3) 助成事業

助成先の決定は、緊急事態宣言の発令等、新型コロナウイルス感染拡大の影響で公募を7月に延期し、8月に助成先選考委員会により助成先を決定し、理事会で承認された。

助成活動は、刑期終了者等を対象にした職業訓練及び生活用品の支援等の更生保護施設への助成、障がい者の精神面・肉体面での健康維持を目的としたパラスポーツの普及のための助成、障がい者の通勤手段の確保のための運転補助具の提供による助成、本年度から犯罪被害者に対する支援に注目し犯罪被害者支援団体等への助成を開始した。

本年度に支給された助成金の総額は3,921,422円、各項目については以下の通り。

	助成金額
・ 更生保護施設等に対する就労支援助成先 :	1,120,432円 (3団体)
・ パラスポーツ普及の助成先 :	1,000,000円 (2団体)
・ 自動車用簡易手動運転装置の助成先 :	840,510円 (5団体)
・ 犯罪被害者支援団体に対する助成先 :	1,150,000円 (2団体)
・ R2.2.28 助成金未使用分返金 :	△189,520円 (八王子BBS会)

前年度（令和元年度）の助成先の更生保護法人の両全会及び更新会の理事長及び寮生から、就労支援に対する礼状を受け取ったので、これを当財団のホームページ上に掲載した。

(4) 法人管理（寄附事業）

コロナ禍の影響を受けている生活困窮者や刑期終了者等の求職者を支援する団体及び同求職者を受入れている事業主に対して、定着支援等を目的としてカップ麺を無料で提供した。当財団は公益目的事業としての寄附事業は定款上の定めがないため、本年度の支援は法人会計の費用計上（科目：交際費）とした。

同様に、毎日新聞社から『毎日新聞社とがんの子どもを守る会』が主催するオンラインイベントへの協賛依頼があり、本年度の支援は法人会計の費用計上（科目：交際費）とした。本イベントは兄弟姉妹が小児がんになった経験がある子どもたちが対象で、例年は富士登山に挑戦する『富士山再生キャンペーン 富士山にアタック』を行ってきたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で登山ができないため、オンラインで実施された。本イベントは令和2年9月24日付けの毎日新聞に掲載され、当財団のホームページでも掲載した。

今後、要支援者や災害被害者等に対しての迅速な支援を実現するため、内閣府に公益目的事業の変更認定申請（寄附事業の追加）を提出する予定である。

3.2 収益事業

(1) 広告事業

情報発信力を強化し有料広告を獲得するため、ホームページのリニューアルを進めた。令和3年度から有料広告の獲得を目指す。

3.3 法人管理

(1) 賛助会員・寄附金の募集

コロナ禍の中、当財団の法人会員様とはテレワーク等の出勤できない状況下で、情報発信・コミュニケーション不足が影響し、会員及び口数の拡大に繋がらなかった。情報発信力の強化としてウェブでのコミュニケーション導入を検討していく。

(法人会員)

新規加入件数	4 法人
休会件数	3 法人
法人会員 (累計)	34 法人

(個人会員)

新規加入件数	2 個人
休会件数	0 個人
個人会員 (累計)	33 個人

(2) 寄附型自動販売機の設置

寄附金募集では、飲料水の自動販売機による寄附金の募集を開始し3台を設置した。1台当たりの平均の寄附金額は1ヵ月約2,700円(年間32,400円)である。

設置台数の拡大に向け助成先等を含め設置を働きかけたが、コロナ禍の影響もあり設置に繋がらなかった。来年度は寄付型自動販売機のアピールを強化して設置に繋げたい。

本年度新規台数 3台 累計3台

(3) その他

令和2年4月に専従職員2名(うち1名は事務局長)を採用し体制を強化した。

4. 事業報告の附属明細書

事業報告(令和2年4月1日~令和3年3月31日)には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する事業報告の附属明細書として記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。

以上